

# 高知県デジタル化推進本部 臨時会議 次第

日時：5月31日(月) 10:00～10:15

場所：第二応接室

- 1 開会
- 2 議事
  - (1) デジタル改革関連法案について
  - (2) 県における行政サービスのデジタル化に向けた重点取組について
  - (3) 行政手続き等における押印の見直しについて
- 3 閉会

## (配付資料)

- 【資料1】 デジタル改革関連法案の全体像
- 【資料2】 県における行政サービスのデジタル化に向けた重点取組
- 【資料3】 行政手続き等における押印の見直し
- 【資料4】 高知県における押印見直しガイドライン

# デジタル改革関連法案の全体像

- ✓ 流通するデータの多様化・大容量化が進展し、データの活用が不可欠
- ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大
- ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れが顕在化
- ✓ 少子高齢化や自然災害などの社会的な課題解決のためにデータ活用が緊要

## デジタル社会形成基本法案 ※IT基本法は廃止

- ✓ 「デジタル社会」の形成による我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現等を目的とする
- ✓ デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の策定について規定

〔IT基本法との相違点〕

- ・ 高度情報通信ネットワーク社会 → データ利活用により発展するデジタル社会
- ・ ネットワークの充実 + 国民の利便性向上を図るデータ利活用（基本理念・基本方針）
- ・ デジタル庁の設置（IT本部は廃止）

⇒ デジタル社会を形成するための基本原則（10原則）の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の基本的枠組みを明らかにし、これに基づき施策を推進

## デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案

- ✓ 個人情報関係3法を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の制度についても全国的な共通ルールを設定、所管を個人情報委に一元化（個人情報保護法改正等）
- ✓ 押印・書面手続の見直し（押印・書面交付等を求める手続を定める48法律を改正）
- ✓ 医師免許等の国家資格に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大（マイナンバー法等改正）
- ✓ 郵便局での電子証明書の発行・更新等の可能化（郵便局事務取扱法改正）
- ✓ 本人同意に基づく署名検証者への基本4情報の提供、電子証明書のスマートフォンへの搭載（公的個人認証法改正）
- ✓ 転入地への転出届に関する情報の事前通知（住民基本台帳法改正）
- ✓ マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化（マイナンバー法、J-LIS法改正）

⇒ 官民や地域の枠を超えたデータ利活用の推進、マイナンバーの情報連携促進、マイナンバーカードの利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、押印等を求める手続の見直し等による国民の手続負担の軽減等

## デジタル庁設置法案

- ✓ 強力な総合調整機能（勧告権等）を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備
- ✓ 国の情報システム、地方共通のデジタル基盤、マイナンバー、データ利活用等の業務を強力に推進
- ✓ 内閣直属の組織（長は内閣総理大臣）。デジタル大臣のほか、特別職のデジタル監等を置く

⇒ デジタル社会の形成に関する司令塔として、行政の縦割りを打破し、行政サービスを抜本的に向上

## 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案

- ✓ 希望者において、マイナポータルからの登録及び金融機関窓口からの口座登録ができるようにする
- ✓ 緊急時の給付金や児童手当などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする

⇒ 国民にとって申請手続の簡素化・給付の迅速化

## 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案

- ✓ 本人の同意を前提とし、一度に複数の預貯金口座への付番が行える仕組みや、マイナポータルからも登録できる仕組みを創設
- ✓ 相続時や災害時において、預貯金口座の所在を国民が確認できる仕組みを創設

⇒ 国民にとって相続時や災害時の手続負担の軽減等の実現

## 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案

- ✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組みを構築
- ⇒ 地方公共団体の行政運営の効率化・住民の利便性向上等

## 県における行政サービスのデジタル化に向けた重点取組

- 9月にはデジタル庁が発足し、官民挙げてデジタル化の取組が今後加速度的に進展。行政分野においては、**行政手続はオンライン化が基本**となり、地方自治体の基幹情報システムが標準化、AIやRPAなどのデジタル技術の活用により行政事務が効率化。
- 本県としても、スピード感を持ってデジタル化を目指すため、早期の**①行政手続のオンライン化**、その前提となる**②押印の見直し**、行政のデジタル化の基盤となる**③マイナンバーカードの普及**を重点的に推進。  
特に、市町村も含めて行政全般においてDXの推進を図っていくためには、**県のリーダーシップを発揮した率先的な行動が必要**。
- このため、これら3つを重点取組と位置づけ、以下の方針に沿って取組を推進。進捗状況については、デジタル化推進本部会議において、部局ごとに確認・共有。

## 1. 行政手続のオンライン化

・ **行政手続は原則オンライン化**○ **令和3年度の進め方**

- ・ 年間の申請件数などを考慮し、優先順位を付け、計画的にオンライン化

(優先順位の判断基準)

- ・ 年間の申請件数が多い手続
- ・ 事務効率化の効果が見込まれる手続
- ・ 年度当初に1年間の許可等を行う手続（手数料等のある手続を含む）など

※現時点で対象としない行政手続

- ① 押印等の見直しが困難な行政手続
- ② 電子申請システムの大規模改修などを要する行政手続



## 2. 押印の見直し

・ **申請書などへの押印義務を原則廃止**○ **令和3年度の進め方**

- ・ 国の法令等に基づく手続 ⇒ 法令改正等に合わせて対応
- ・ 県の規則等に基づく手続 ⇒ 令和3月10月までに押印廃止の改定予定
- ・ 県の要綱等に基づく手続 ⇒ 令和3月10月までに押印廃止の改定予定

## 3. マイナンバーカードの普及

・ **県と市町村が連携し、マイナンバーカードの取得を促進**  
※ 県職員の取得も推進○ **令和3年度主な取組**

- ・ ショッピングモール等での出張申請受付の実施
- ・ 企業向け出張申請の促進



# 行政手続等における押印の見直しについて

- 県では、県民の皆様の負担軽減及び利便性の向上を図るため、行政手続のオンライン化に取り組んでおり、その一環として押印の見直しを実施中
- 申請・届出等の行政手続の際に、県民の皆様に求めている押印（約6,300手続）のうち、約6,200手続（98.1%）の押印が不要
- 今後、書面規制、対面手続の見直しも進め、オンライン化を積極的に推進

## 1 押印見直しの基本的な考え方

押印を求める趣旨や押印の代替手段等を検証のうえ、原則押印義務を廃止

## 2 押印見直しの進め方

- (1) 国の法令等に基づくもの ⇒ 法令改正等に合わせて対応
- (2) 県の規則等に基づくもの ⇒ 原則、令和3年10月までに押印廃止の改正予定
- (3) 県の要綱等に基づくもの ⇒ 原則、令和3年10月までに押印廃止の改正予定

規則改正等の制度的対応が図られるまでは、国の緊急対応の取組に準じた対応を実施

〔<対応例>  
規則等の条文で押印を求めることが規定されておらず、様式に押印欄がある書類は、押印がなくても書類を受け付ける〕

## 3 押印見直しの状況

(令和3年5月31日現在)

	手続数	押印廃止見込み	
		手続数	廃止率
(1) 国の法令等に基づくもの	1,208	1,184	98.0%
(2) 県の規則等に基づくもの	1,779	1,682 (117)	94.5%
(3) 県の要綱等に基づくもの	4,493	4,472 (2,467)	99.5%
合計	7,480	7,338	98.1%
うち、県の判断で廃止するもの (2)+(3)	6,272	6,154 (2,584)	98.1%

注1：知事部局、教育委員会事務局、公営企業局、警察本部等の手続数を合算したもの

注2：下段（）は、規則改正等の制度的対応済の数字

注3：今後、押印を求める趣旨等の検証により数字が変動する可能性あり

### <当面、押印を継続する手続例>

- ・押印を求める合理的理由が認められるもの（印鑑証明書を求めている手続等）
- ・債務や契約、合意内容等の履行の厳格な担保が必要なもの（契約書、誓約書、同意書等）

## 4 その他

- (1) 会計事務については、令和3年2月22日から見積書、請求書の押印の省略可能
- (2) 補助金等事務については、令和3年2月18日から申請書等への押印が原則不要
- (3) 県の組織内部において職員に求めている押印（約500手続）についても、真に必要なものを除き、原則廃止

(案)

## 高知県における押印見直しガイドライン

(令和3年5月)

総務部法務文書課

## 目次

第1	趣旨	1
第2	用語等の定義	1
1	印鑑に関する用語の定義	1
2	その他の用語の定義	1
3	手続の定義	1
第3	行政手続における押印見直しの基準	2
1	国が定めている押印見直し基準	2
2	本県の押印見直し基準	2
第4	会計手続、人事手続等の内部手続における押印見直しの状況	5
1	会計手続	5
2	人事手続	5
3	その他	5
第5	その他	6

### 《参考通知》

- ① 「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」（令和2年7月7日付け総行行第169号・総行経第35号総務省自治行政局長通知）
- ② 「書面規制、押印、対面規制の見直しについて」（令和2年10月28日付け2高情政第749号総務部長通知）
- ③ 「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」（令和2年12月18日付け府政経シ第631号規制改革・行政改革担当大臣通知）
- ④ 「補助金等事務における押印及び書面規制の見直しについて」（令和3年2月18日付け財政課執行管理室事務連絡）
- ⑤ 「見積書及び請求書の押印省略について」（令和3年2月22日付け2高会計第602号会計管理局長通知）
- ⑥ 「見積書、請求書及び請書の取扱いについて」（令和3年2月22日付け2高会計第603号会計管理課長通知）
- ⑦ 「「高知県補助金等交付規則の運用について」の一部改正について」（令和3年3月23日付け2高財政第369号副知事通知）
- ⑧ 「「補助金等交付事務取扱要領の改正について（通知）」の一部改正について」（令和3年3月23日付け2高財政第370号総務部長通知）

## 第1 趣旨

本県においては、国の「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」（令和2年7月7日付け総行行第169号・総行経第35号各都道府県知事等宛て総務省自治行政局長通知）を踏まえ、「書面規制、押印、対面規制の見直しについて」（令和2年10月28日付け2高情政第749号各部局長宛て総務部長通知）を発出し、行政手続のオンライン化に取り組んでいるところである。

さらに、押印の見直しに関しては、国から「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」（令和2年12月18日付け府政経シ第631号各都道府県知事等宛て規制改革・行政改革担当大臣通知）が地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として通知があり、県として一層のスピード感を持って取組を進めていく必要がある。

補助金等事務及び会計事務に関しては、既に通知がされているところであるが、行政手続全般における押印の見直しについて、このガイドラインを定めることにより、一層積極的に取り組み、徹底した見直しを行おうとするものである。

なお、このガイドラインは、今後の国の動向、他の自治体の取組状況等に応じて、随時見直しを行うものとする。

## 第2 用語等の定義

### 1 印鑑に関する用語の定義

#### (1) 登記印

法務局で会社の設立登記等を行う際に届け出た印鑑。代表者印。

#### (2) 登録印

ア 印鑑登録制度に基づき市町村役場で登録した印鑑。実印。

イ 銀行等の口座の開設時に届け出た印鑑。銀行印。

ウ その他特定の手続で使用するものとして登録した印鑑

#### (3) 認印

印鑑登録をしていない印鑑。三文判、角印等。

### 2 その他の用語の定義

#### (1) 法令等

法律、政令、府省令、国の告示、国の通達等

#### (2) 条例等

条例、規則、規程、訓令、県の告示、県の要綱等

#### (3) 署名

氏名を自署すること。

#### (4) 記名

氏名を記載すること（氏名部分の印刷、ゴム印の押印等を含む。）。

### 3 手続の定義

#### (1) 行政手続

住民、事業者等からされる申請等の手続

#### (2) 内部手続

行政内部の手続（会計手続、人事手続等。会計手続には、契約等の住民、事業者等との間の手続を含む。）

### 第3 行政手続における押印見直しの基準

#### 1 国が定めている押印見直し基準

国においては、まず押印を求める根拠ごとに手続を分類したうえで、求める押印の種類及び手続の内容、目的等を考慮し、押印を求める意味、趣旨の合理性、代替手段の可否等の視点から手続を評価して、押印見直しを行うこととし、次のように定めている。

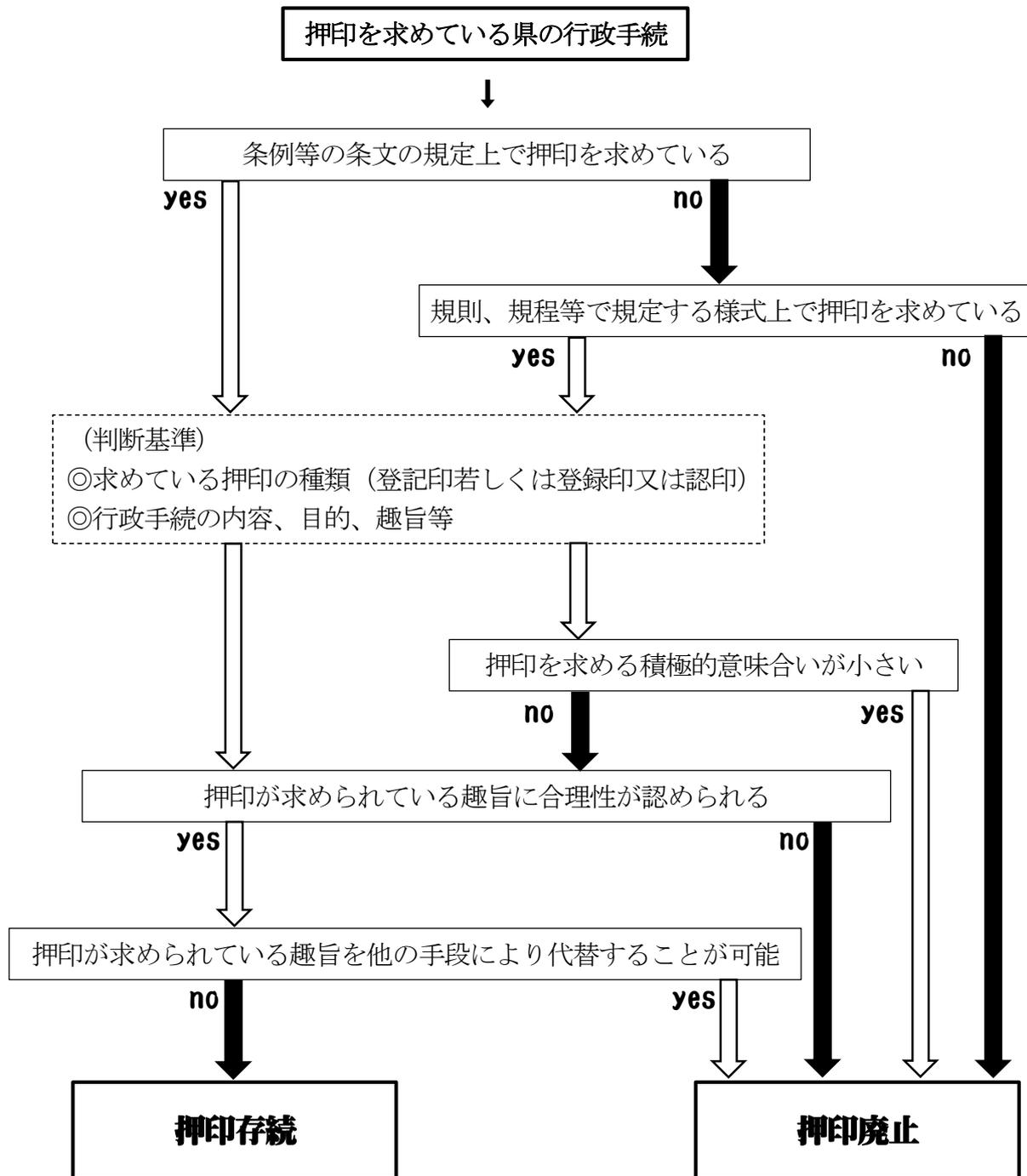
- (1) 法令の条文及び省令・告示の様式のいずれにも押印を求める根拠がないものは、押印を求めない。
- (2) 省令・告示の様式のみ押印欄がある手続は、登記印・登録印を求めているなど特段の事情がない限り、基本的に押印を求める積極的意味合いが小さいと考えられることから押印を求めない。
- (3) 法令の条文で押印を求めている手続又は省令・告示の様式のみ押印欄がある手続であって押印の種類及び行政手続の内容・目的・趣旨等に照らして、押印を求める積極的意味合いが大きいと認められる事情（合理的な理由があつて登記印・登録印を求めている等）が認められる手続においても、押印が求められている趣旨に照らして押印を求める合理的理由が認められない場合は、押印を求めない。
- (4) 法令等の条文で押印を求めている手続であつて、押印が求められている趣旨に照らして押印を求める合理的理由が認められる場合においても、他の手段により押印が求められている趣旨を代替可能なものは、押印を求めない。

また、認印については、押印が求められている趣旨に対する効力が極めて限定的であるとされ、国会参議院予算委員会において、規制改革・行政改革担当大臣の発言として「認印は、個人の認証としての効力は乏しい」との見解が示されている。

#### 2 本県の押印見直し基準

基本的に、国が定めている押印見直し基準に準拠することとし、申請者等の負担軽減及び利便性の向上、業務の効率化等を図るものとする。

- (1) 行政手続における押印見直し基準の図解



(2) 図解の解説

ア 行政手続の内容、目的、趣旨等

行政手続の内容、目的、趣旨等を踏まえるに当たっては、行政手続が継続的な関係の中で行われている場合には、押印を求める必要性が低いことに留意する必要がある。

イ 押印が求められている趣旨

趣旨	留意事項
本人確認 (文書作成者の真正性担保)	本人確認の手法は押印のほかにも多数存在し、実印によらない押印は、本人確認としての効果は大きくない
文書作成の真意確認	本人確認がなされれば、通常の場合には、押印は不要
文書内容の真正性の担保	文書の証拠価値は押印のみによって評価されるわけではなく、手続全体として評価されるもの

ウ 押印が求められている趣旨を代替する手段（eメールアドレス等は、高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）第2条第1号に規定する個人情報に該当するため、収集等の取扱いには十分留意する必要がある。）

(ア) 継続的な関係がある者のeメールアドレス又は既登録のeメールアドレスからの提出

(イ) 本人であることが確認されたeメールアドレスからの提出（本人であることの確認には、別途本人確認書類のコピー等のメール送信を求めること等が考えられる。）

(ウ) ID及びパスワード方式による認証

(エ) 本人であることを確認するための書類（マイナンバーカード、運転免許証、法人の登記書類、個人又は法人の印鑑証明書等）のコピー又は写真のPDFの添付

(オ) 他の添付書類による本人確認

(カ) 電話、ウェブ会議等による本人確認

(キ) 署名機能の付いた文書ソフトの活用（電子ペン等を用いたPDFへの自署機能の活用等）

(ク) 実地調査等の機会における確認

なお、署名を求めてきた手続については、署名を求める実質的な必要性がある場合において、申請者等の負担増等も考慮して、例外的に引き続き認めるものとし、押印見直しの代替手段として新たに署名を求めることは、デジタル化を促進する観点等から、十分な代替手段ではなく、押印を見直すこととはみなさないものとする（署名及び押印を求めてきた手続について、押印のみを求めないこととするとは、手続の簡素化として行うこととする。）。

また、様式中に「記名押印又は自署による署名のいずれか」、「記名押印に代えて、署名とすることができます」等の記載があるものについて、署名のみ

に代えることは、署名を求める実質的な必要性がある場合を除いて、押印見直しの代替手段としてはみなさず、記名押印と併せて署名も廃止することとする。

(3) 国の法令等に準じて押印を求めているものについて

国の法令等に準じて、県においても押印を求めているものについては、国が行った押印見直しの結果を基に対応することとし、法令等の一部改正が施行された後速やかに国と同様の対応をするものとする。その際、国の見直しに至った検討内容等を考慮し、県の独自判断として、押印を廃止することを妨げるものではない。

(4) 契約書の押印について

国においては、法的安定性を図る観点から、直接、収入又は支出の原因となる契約の最終的な意思確認文書である「契約書」への記名押印は廃止しないこととされているが、地方自治体については、地方自治法第234条第5項の規定により、契約当事者双方の記名押印又は契約内容を記録した電磁的記録への電子署名（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第1項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）によらなければ契約は確定しないものとされている。

#### 第4 会計手続、人事手続等の内部手続における押印見直しの状況

1 会計手続

「見積書及び請求書の押印省略について」（令和3年2月22日付け2高会計第602号各課室長等宛て会計管理局长通知）により、同日以降に提出される見積書及び請求書における代表者印の押印を省略できることとしたほか、今後、諸手続について押印を廃止する方向で検討

2 人事手続

組織内部の手続に当たり職員に求めている押印については、原則として、令和3年10月までに廃止予定

3 その他（県から発出する公文書（通知等）に押印するもの）

高知県公文書管理規程（令和元年11月高知県訓令第3号）第26条第1項において「県の機関相互間の公文書、行政機関、団体等に対する軽易な公文書その他文書管理者が公印の押印を要しないと認めた公文書については、公印の押印を省略することができる」と規定されているが、押印の廃止については、次のとおりとする。

(1) 免許証、許可証等の申請等に対する応答として、権限等を付与する公文書については、国と同様に、引き続き押印を存続

(2) 補助金等の交付決定通知、施設の利用許可通知、使用料等の減免通知等の申請等に対する応答として、その結果を知らせるための公文書については、原則として、押印を廃止。ただし、教示を必要とする場合については、引き続き押印を存続する。

(3) 立入検査等の際に携帯する必要がある職員の身分証明書等については、国と

同様に、引き続き押印を存続するが、その権限行使の状況等を踏まえ、特に支障がないものについては、押印を廃止

## 第5 その他

県においては、上述の総務部長通知に基づき、緊急対応として、可能な限り、押印がなくても書類を受け付ける措置をとっているところであり、既に、補助金等交付事務については、「高知県補助金等交付規則の運用について」の一部改正について（令和3年3月23日付け2高財政第369号各課長等宛て副知事通知）及び「補助金等交付事務取扱要領の改正について（通知）」の一部改正について（令和3年3月23日付け2高財政第370号各課長等宛て総務部長通知）により、交付申請書、交付決定通知書等の様式中の「印」が削られているが、国において、押印見直しに関して、恒久的な措置として、法令等の一部改正がされたことから、県においても、原則として令和3年10月末までに、押印見直しのための条例等の一部改正を行うこととする。